

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨と背景

1. 策定の趣旨と背景

境町では、平成24年3月に「境町第2次障害者計画・境町第3期障害福祉計画」を策定し、障害者基本法の基本理念を踏まえ、障害の有無を問わず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをめざして、各種の施策を推進してきました。

障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき3年ごとにサービスの目標量を定めるものですが、平成27年3月には第4期の計画を策定し、必要なサービス量の確保と提供体制の充実に取り組んでいます。

この間、国においては、平成24年6月に障害者自立支援法が障害者総合支援法として改正されるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立しました。また、平成26年1月には「障害者権利条約」の批准が行われるなど、国における障害者制度改革は現在も進められているところです。

障害者差別解消法は、平成28年4月から施行されましたが、これにより合理的配慮の提供をはじめ、障害のある人の社会生活を制限し社会参加を制約しているソフト・ハード面の社会的障壁を除去または軽減する取組を着実に進めていくことが求められています。

また、平成30年度には、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、地域生活支援や就労支援の強化をはじめ、障害のある人の高齢化への対応、発達支援サービスの強化、障害のある児童へのサービス提供体制を構築するための障害児福祉計画を策定などが盛り込まれることとなりました。

本計画は、こうした国の制度改正を十分に踏まえながら、境町に住むすべての障害のある人や児童が安心して住める福祉のまちづくりをより一層推進するための指針として策定したものです。

第2節 計画の位置づけ等

1. 法的な位置づけ

境町第3次障害者計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画であり、また、境町第5期障害福祉計画は、障害者総合支援法（第88条第1項）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画です。

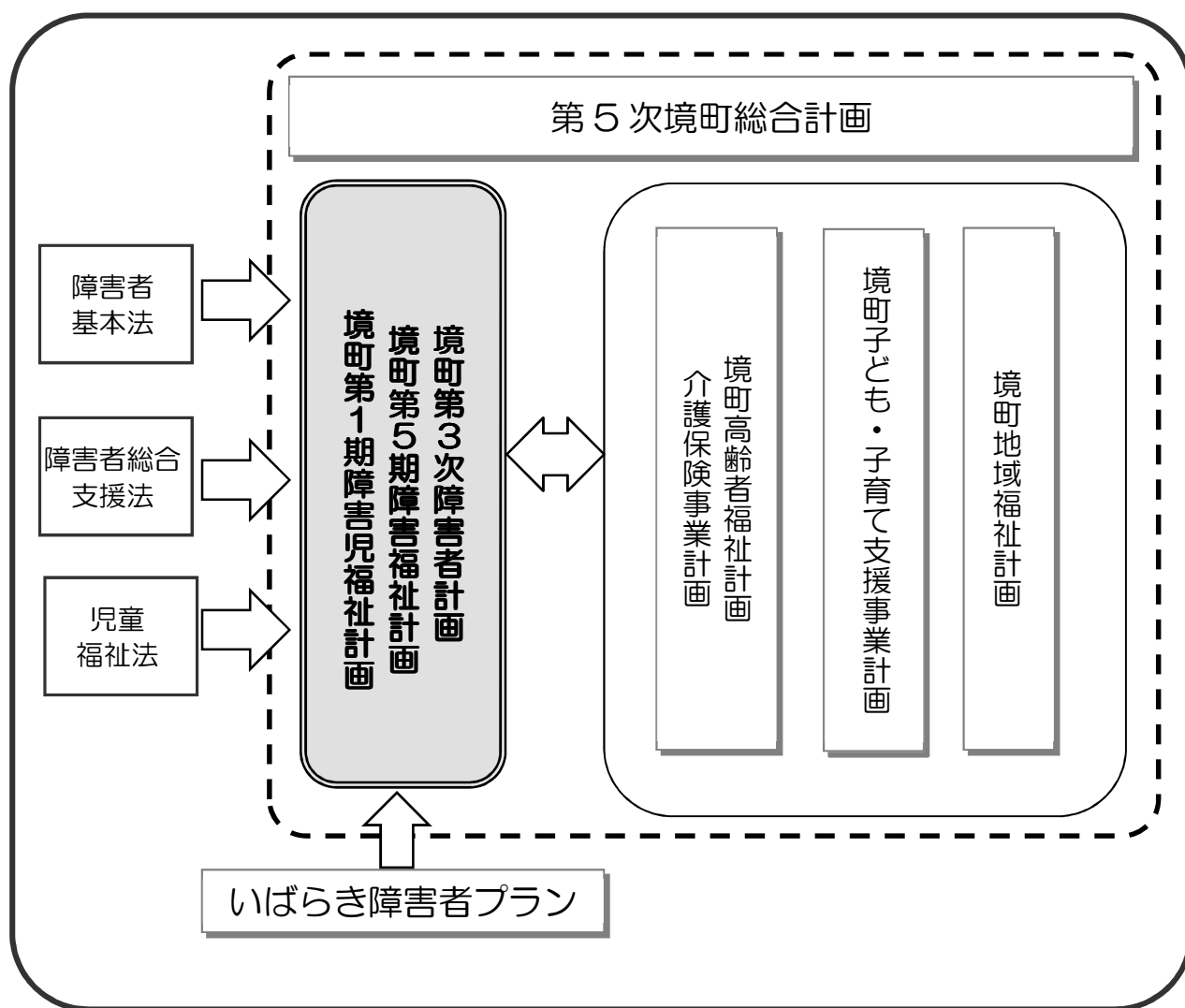
さらに、本計画は、新たに児童福祉法（第33条の20第1項）に基づく、障害のある児童を対象とした福祉サービス等の確保に関する「障害児福祉計画」と一体的に策定するものとします。

	法的位置づけ	計画の役割
境町第3次障害者計画	障害者基本法第11条第3項による規定に基づく「市町村障害者計画」	障害福祉施策の最も基本的な理念と事業を展開する指針を明らかにするもの。
境町第5期障害福祉計画	改正障害者総合支援法第88条第1項による規定に基づく「市町村障害福祉計画」	障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示すもの。
境町第1期障害児福祉計画	改正児童福祉法第33条の20第1項による規定に基づく「市町村障害児福祉計画」	障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保等に関する事項を定めるもの。

2. 各種計画における位置づけ

本計画は、県の「いばらき障害者プラン」をはじめ、町の最上位計画である「第5次境町総合計画」、保健福祉分野の関連計画である「境町地域福祉計画」「境町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「境町子ども・子育て支援事業計画」などの計画と調和を保った計画として策定しています。

【計画の位置づけ】



3. 計画の対象

本計画は、障害者基本法に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人や児童を対象とします。

また、高次脳機能障害、難病、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）・高機能自閉症（HFA）等といった人も含め、「すべての障害の状態にある人」を支援します。

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、以下のとおりとします。ただし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要な見直しを行うこととします。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
障害者計画	第2次						第3次					
障害福祉計画	第3期		第4期				第5期		（第6期）			
障害児福祉計画							第1期		（第2期）			

5. 計画の策定体制

(1) 境町地域自立支援協議会

障害者団体の代表者、医療、教育及び福祉関係者、福祉サービス事業者等で構成する「境町地域自立支援協議会」において、計画の意見を求めました。

(2) 障害福祉に関するアンケート調査の実施

本町に在住する障害のある人の生活状況や障害福祉サービスの利用状況及び利用意向、今後の施策ニーズ等について把握するとともに、本計画の策定及び障害者施策の運営上の参考とするため、「境町障害者福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

(3) パブリック・コメントの実施

「境町パブリック・コメント手続に関する要綱」に基づき、本計画の趣旨や内容について、町民から広く意見を募集しました。